

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則

〔平成21年1月23日〕
北海道規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(道外産業廃棄物の搬入事前協議)

第2条 条例第24条第1項の規定による協議は、別記第1号様式の協議書により行うものとする。

2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道外産業廃棄物の搬入の目的
- (2) 道外産業廃棄物の荷姿
- (3) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称及び所在地
- (4) 道外産業廃棄物の排出の工程
- (5) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法
- (6) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者

3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類
- (2) 道外排出事業者等が中間処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条第3項に規定する中間処理業者をいう。）の場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- (3) 道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類
- (4) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者が有する当該処理に係る省令第10条の2に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し、省令第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し、省令第10条の14に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- (5) 道外排出事業者等が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定に基づく北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長（以下「北海道知事等」という。）の許可を受けて道内に設置した産業廃棄物処理施設において、自ら道外産業廃棄物を処理する場合にあっては、当該施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し
- (6) 当該道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種類及び数量を明らかにする書類（当

該道外産業廃棄物の運搬を行う者が廃棄物処理法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の規定に基づく北海道知事等の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合を除く。)

(7) 当該道外産業廃棄物の処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を明らかにする書類(第5号に該当する場合及び当該道外産業廃棄物の処分を行う者が廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定に基づく北海道知事等の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合を除く。)

(8) 当該道外産業廃棄物の処分を行う者(当該処分に係る廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者を除く。)が、当該道外産業廃棄物を再生利用した物を売却する場合にあっては、売却に関する計画書

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 条例第24条第4項の規定による通知を受けて道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、当該道外産業廃棄物の搬入の期間の終了後、引き続き道外産業廃棄物の搬入を行うため同条第1項の規定による協議を行う場合において、前回の協議の際に提出した前項各号(第3号を除く。)に掲げる書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

5 条例第24条第2項第4号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し、水銀を回収する施設で特殊な処理を行うものとして知事が定めるもの

(2) 産業廃棄物の最終処分場(施設の設置者が、知事が別に定めるところにより、道外産業廃棄物の処分量の減量に関する計画を知事に提出し、その内容について知事が妥当と認めたものに限る。)

6 条例第24条第4項第2号(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する処理は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、他の法令で基準が定められている場合は、この限りでない。

(1) 施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する道外産業廃棄物の循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量(排ガス対策等のための添加剤等の量は除く。)の割合(以下「残さ発生率」という。)が100分の10以下であること。

(2) 再使用の場合にあっては、施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合(以下「再使用率」という。)が100分の90以上であること。

(3) 再生利用の場合にあっては、施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料(以下「再生品等」という。)として再生利用の目的で搬

出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和（水分及び再生利用の過程において添加される物の量を除く。）の割合（以下「再生利用率」という。）が100分の70以上であること。

(4) 熱回収の場合にあっては、道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する道外産業廃棄物の燃焼により有効利用される熱量の割合（以下「熱回収率」という。）が100分の85以上であること。

(5) 発電の場合にあっては、次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる発電量の比（以下「発電効率」という。）が100分の20以上であること。

$$\text{発電効率} = 3.6 I / K L$$

（この式において、I、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 発電量（キロワット時）

K 道外産業廃棄物の燃焼量（キログラム／時）

L 道外産業廃棄物の発熱量（メガジュール／キログラム）

(6) 発電と発電以外の熱利用を組み合わせる場合（以下「複合熱利用」という。）にあっては、熱回収率と発電効率の和（以下「複合熱利用率」という。）が100分の50以上であること。

7 条例第24条第4項第6号（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道外産業廃棄物の数量が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理能力に適したものであること。

(2) 道外産業廃棄物の性状が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理方法に適したものであること。

（協議の内容の変更）

第3条 条例第25条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに別記第2号様式の協議書により行うものとする。

2 前項の協議書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち変更しようとする内容に係る書類を添付しなければならない。

3 条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、搬入する道外産業廃棄物の数量の減少並びに次に掲げる変更で道外産業廃棄物の性状及び搬入量に変更がないものとする。

(1) 道外排出事業者等の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）の変更

(2) 道外産業廃棄物の荷姿の変更

(3) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の追加又は廃止

- (4) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称又は所在地の変更
- (5) 道外産業廃棄物の排出の工程の変更
- (6) 搬入期間全体として1年を超えない範囲の道外産業廃棄物の搬入の期間の変更
- (7) 道外産業廃棄物の運搬の経路の変更（積替えを伴う運搬が追加される場合を除く。）
- (8) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法の変更
- (9) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容の変更
- (10) 道外産業廃棄物の運搬を行う者の変更

4 条例第25条第3項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書を提出して行うものとする。

5 前項の届出書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち変更した内容に係る書類を添付しなければならない。

（道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告）

第4条 条例第26条の規定による報告は、条例第24条第2項各号に掲げる施設以外の施設に搬入した道外産業廃棄物について、別記第4号様式の報告書を提出して行うものとする。

2 前項の報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行わなければならない。

（道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表）

第5条 条例第28条の規定による公表は、道外産業廃棄物の搬入事前協議に係る道外産業廃棄物の種類ごとの搬入量及び処分の方法について行うものとする。

（身分証明書の様式）

第6条 条例第30条第2項（条例第35条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記第5号様式とする。

（産業廃棄物を保管する場所の届出）

第7条 条例第31条第1項の規定による届出は、別記第6号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 保管の場所の付近の見取図
- (2) 保管の場所の区域及び面積を明らかにする平面図及び立面図
- (3) 積替え、処分等のための保管上限及び保管の高さの計算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第31条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者が自ら設置した廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた施設で保管する場合
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合

(3) 天災その他の特別な事情によるやむを得ない一時的な保管として知事が認めた場合
4 条例第31条第2項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書を提出して行うものとする。

5 前項の届出書には、第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更した内容に係る書類又は図面を添付しなければならない。

(委託した処分の状況の確認及び記録等)

第8条 条例第32条第1項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物の処分を受託した者(以下「処分受託者」という。)がその受託した処分を行う施設において事業者自ら又は事業者の代理人(処分受託者を除く。)が実地に調査する方法により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 廃棄物処理法第12条の5第1項又は省令第8条の19に規定する場合

(2) 省令第10条の4第3項(省令第10条の9第3項、省令第10条の16第2項及び省令第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に処分を委託した場合

2 条例第32条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

3 条例第32条第1項の規定による記録は、第1項の方法により確認した上で、次に掲げる事項を記録する方法により行うものとする。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 確認した年月日

(2) 確認した者の氏名

(3) 確認の方法

(4) 当該委託に係る処分の実施の状況

(5) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況

(6) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

4 事業者は、代理人に調査させた場合にあっては、代理人から書面により前項各号に掲げる事項に関する報告を受けるものとする。

5 条例第32条第1項の規定による記録(前項の書面を含む。)は、事業者の事務所に備え置き、同条第1項の規定による確認をした日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならない。

(特定施設)

第9条 条例第36条の規則で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる施設とする。

(変更)

第10条 条例第36条の規則で定める変更は、廃棄物処理法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更(廃棄物処理法第15条の2の5第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更を除く。)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号) 附則第5条第4項の規定により読み替えられた廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定が適用される場合にあっては、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更(同項ただし書の環境省令で定める軽微な変更を除く。)) とする。

(特定施設設置等予定者に該当しない者)

第11条 条例第36条の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者によって選定された同条第5項に規定する選定事業者(同条第4項に規定する選定事業を行う場合に限る。)
- (2) 廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者(当該認定に係る施設を設置し、又は変更する場合に限る。)
- (3) 廃棄物処理法第15条の4の4第1項の認定を受けた者(当該認定に係る施設を設置し、又は変更する場合に限る。)

(立地に配慮すべき事項)

第12条 条例第36条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 水道法(昭和32年法律第177号) 第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道の水源となる原水へ影響を与えるおそれがないこと。
- (2) 次に掲げる施設から500メートル以上離れていること。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校
 - イ 図書館法(昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定したもの
 - エ 医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
 - オ 生活保護法(昭和25年法律第144号) 第38条第1項に規定する保護施設
 - カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人福祉施設(同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターを除く。)
 - キ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第31条に規定する身体障害者福祉センター
 - ク 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設

設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム並びに同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場を除く。）及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設

ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

コ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設

サ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設

シ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設

ス アからシまでに掲げるもののほか、社会福祉事業の用に供する施設として知事が認めた施設

(3) 住宅地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。）から500メートル以上離れていること。

(4) 前号に規定する住宅地以外の場所に所在する居住者のある住宅から500メートル以上離れていること。ただし、当該施設から500メートルの範囲内にある住宅ごとに、その住宅に居住する代表者から当該特定施設の設置等に関する合意が得られている場合は、この限りでない。

(5) 政令第7条第14号ロ及びハに掲げる施設にあっては、その埋立面積をおおむね2万平方メートル以下又はおおむね10年以内に埋立終了できる規模であること。

（周辺住民）

第13条 条例第36条の規則で定める範囲は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める距離以内の区域とする。

(1) 政令第7条第14号に掲げる施設 当該施設の開口部の端から500メートル

(2) 政令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第13号の2までに掲げる施設 当該施設から500メートル

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条並びに別記第6号様式及び別記第7号様式の規定は同年6月1日から、第8条から第13条までの規定は同年7月1日から施行する。

2 第7条第1項から第3項まで及び別記第6号様式の規定は、条例附則第4項に規定する届出について準用する。